古代終末期の政情と「玉葉」の記述内容

中村敏勝

【要約】古代終末期の政治史問題は、幾多の先学によつて論究されてきた。いわゆる六波羅政権の名のもとに、武力的平氏の興亡の姿において理解されてきた。しかし、この時期の政治的実情は極めて複雑であり、平氏の政権の発展的実態並びにその興亡の原理的なものについては、必らずしも具体的に明らかにされていない。それは中世移行の前提であるが、現実には後白河院政と摂関家政治との絡みあいの中に把握し、評価されなければならない問題であると考える。本論はかかる観点から中央政情の実態についての考察を試みた。その場合、最も有力かつ貴重な史材を提供する玉葉は、従来、その記事の批判検討はなされたが、それ以上のものについての考慮に欠けていた憾みがある。玉葉が厳正真摯な態度によつて記誌されている反面、また公的記録なるが故に、事態と事項によつては却つて時勢の政治的社会的諸制約をもつことが見落されていた。かかる本質的な面よりくる記事の検討・批判とその史料的裏附けによつて、この期の政情の真相の一端が解明されると考える。

一　はじめに

ここにいう古代終末期とは、平治の乱後、中央政界へ進出活動した平氏の専制に対して、再び立ち上つた源氏との間に、いわゆる源平争覇戦の展開をみようとするその前駆的時期をさす。この期の政治情勢については、古来、〃奢る平氏久しからず〃の文学的表現によつて人口に膾炙され、あるいは複雑怪奇な院政の動きとして捉えられ、それらの説明によつて一応理解されているように思われる。

まことに、この時期の政局ほどバライエティーをもち、歴史にみる興亡盛衰の姿を如実に示す時は他にこれをみない。しかし、一歩進んで、何が平氏の興亡をきたさしめ、また院政の怪奇性とは何であるか等の点を再検討すると、問題はきわめて複雑で、簡単に割り

切つて解明しえられないものがある。勿論、これらの点については、近年、後記する如きすぐれた業績およびダイナミックな諸論説によつて解明されるところも少なくないが、何がこの期の政局を推展せしめたかという点について必らずしも詳らかでない。従来は多く新興武士平氏の発展の姿の中に、中世的な息吹きと時代的歩みとが打診されてきたけれど、中央政界における当時の院政々権並びに摂関政治がどのような在り方をしたかをこの時期の政治的実状に即して、そこに脈動する時代的鼓動をとらえることは、単に歴史の説明として必要であるばかりでなく、古代的なものの中世への移行を知る上においても必要であり、ひいては前記の疑点をもはらす一つの鍵となるのではなかろうか。

さきに、院政々権の解明に大きな業績を示された林屋辰三郎氏も、後白河・後鳥羽院政の究明の必要を強調され、とくに「後白河院政の取扱如何によつては院政々権全体の性格をあいまいなものにする」と警告され、[1] それに対して石母田正氏が平氏政権の実態をこの期の政治過程の分析から追究され、[2] 何れも手際よい史料操作と鋭い史眼のもとに、この期の政治的情勢の解明にとどめられた足跡は鮮明である。このような両氏のすぐれた業績の驥尾に附して、ここに敢えて蛇足を加えようとする意図は、次の二点からである。すなわち、一つは、これまでの歴史説明にみられた新興勢力の発展的様相に主眼をあててその時代性を考察することだけでなく、それと同時に、その新興的なものが前代的・伝統的な既成勢力とどのような関係をもつて発展したかという点を見究わめ、そこに展開する政情の具体相を捉えたいと思うのである。つまり、現実的な政治基盤の上に具体的事実をみようとするのであつて、そのためには、この時期の政局の中枢を占めた藤原兼実の「玉葉」に、それらの政治的動向がどのように反映されているかをみることは、一応の展望として許されるべきであろうと思う。しかしながら、それは一方法であり、政情の一斑を示しえたとしても、それだけによつて政治的社会的真実をとらえたとは言いえない。「玉葉」はきわめて厳正真摯な態度をもつて記誌された公的記録ではあるが、その記述された記事と内容を検討してみると、それが政治的社会的条件によつてある程度制約されて記誌されているという記録過程の問題およびその記述の限界性というものに気附かれるのである。この問題の中にこそ、この時期の真の政情と潜勢的な保守勢力の脈動が見出せるように思われるのである。

以上の観点と問題意識とによつてとりあげたこの命題が、前掲両氏の先駆的業績に導かれて生まれたことは勿論で、その企図がどこまで所期の目的を果しうるかは疑わしいが、あえて識者の御教導を切望するものである。

① 「院政々権の歴史的評価」五『古代国家の解体』所収。
② 「平氏政権とその没落」および補遺Ⅱ「平氏政権について」『古代末期政治史序説　下』所収。

二　終末期の政局的基盤と政治の実態

一般に理解されているところによれば、古代終末期における政治の実状として、そこに消長隆退はあつたにしても、実権は院政および平氏の手にあつたとされる。たしかに、摂関家の政治的機能は衰え、その実質的権限の失われていたことは事実である。しかし、国家政治の運営機構として形式的ながらも令制機構は残存し、宮廷における諸儀礼をはじめとする令制政府の官僚の任免・官位の昇叙等については内裏における政治儀式が行われており、その儀礼並びに政治的事務接衝をするものは多く藤原氏であつた。かれらは、伝統的な権威と令制的地位にものをいわせて、後述するような政府機構の枢要部に位置し、かつ政務を主宰したのであつて、摂関的貴族勢力の存在も決して無視されるべきでないことはいうまでもない。

これを、それぞれの政権の成長過程から考えても、平氏の場合、正盛以来院政の庇護と援助とによつて成長し、清盛に至つて後述するような方図と手段とをもつて六波羅政権＝平氏政権を樹立したのであり、院政それ自身もまた、発生的契機に摂関勢力抑圧の意図がみられたとしても、その後の在り方としては、摂関家の政治方式を模倣あるいは擬制した院庁組織をもち、院司によつて実務がとられていたので、これらの点においても、摂関家勢力と縁を切ることはできなかつたのである。① このような前代的なものが、この期における現実的政局の基盤には集積し、淀流していたのであつて、それらと遊離した単独的な政権がうち立てられたのでないことは留意されねばならないであろう。

したがつて、この時期の政情の具体的把握には、この三者の絡み合いの事態の下に、それぞれの消長、離合、政治的動き、およびその展開過程をみるのでなければ、現実的な姿をとらえたとは言えない。それではこのような複雑な関係と態勢とをどのようにして把握したらよいか。ここに考えられることの一つは、一応、既成概念化されている院政・平氏政権・摂関政治という政治形態の枠をはずし、それらを実質的に運営する中央首脳部の構成面と、その支持勢力からこれを眺めることである。この視角をもつてすれば、基本的に、天皇制の絶対権威に連繋する保守伝統の旧貴族勢力と、それに対して地方的現地勢力に支えられ、その上によつて立つ新興貴族勢力（平氏一族及びそれと関係を持つ貴族）とに画される。この二つの貴族勢力の対立・角逐という視点は、この態勢解明の一つの指針となるであろう。勿論、それは一つの視角であつて、この期の政治形態の

具体相は以下述べるところによつて明らかにしたいが、少くともこれらの政治形態が前記両勢力の何れかに支えられていることを前提としての相互の関係は見失われてはならない。それらの政治的動きの中に、それぞれの政治的権力の発展的評価がなされると思うからである。

さて、この時期における院政々権についての一般通念として、後白河法皇を中心としてその政権支持の貴族層が考えられている。しかし、法皇と血縁的紐帯をもつ建春門院（法皇后）をはじめ、皇嘉門院（崇徳院后）・八条院（鳥羽法皇皇女）・二条院后等の女院も当然これに含まれる。わけてそれらの院領および荘園による莫大な皇室の経済源が、院政の支柱的勢力であつたことは既に指摘されているところである。[2] 後白河法皇の莫大な院領は有名であるが、建春門院が内裏修理に御領荘々を宛てた如き（「玉葉」承安四・十一条）もその豊かな財源を示す一例である。当時の院司・政府官僚・地方国司の俸禄が、院宮給より発展拡充された公卿給として支給され、院宮分国制・知行国制等も、院の利権及びその経済的財源として無視することができない。[3] したがつて摂関家貴族もそれへの奉仕に大いに力め、また深い関心をもつていたことも当然である。[4] その他、南都北嶺を初めとする諸社寺も、院から寄せられた信仰的・経済的両面よりして、それとの結びつきは意外に根強いものがあつたといわなければならぬ。

平治の乱後、主導権を確立したかの如く考えられている平氏にしても、かかる莫大な財源と歴史的権威を有つ院政の前に、無謀な政治的進出を図つたのではなく、その当初にあつては慎重な生活態度をもつて臨まざるをえなかつたもののようである。この平氏の進退と立場の一斑は「愚管抄」[5]に示す如く、「主殿院二条世ノ事ヲバ一向ニ行ハセマイラセテ。押小路東洞院ニ皇居送リテヲハシマシテ。清盛ガ一家ノ者サナガラ其辺ニトノイ所ドモ造リテ朝夕ニ候ハセケリ」であり、「イカニモイカニモ清盛モ誰モ下ノ心ニハ、コノ後白川院ノ御世ニテ世ヲシロシメスコトヲハイカカトノミ思ヘルケルニ、清盛ハヨクヨクツツシミテイミジクハカライテアナタコナタシケルニコソ」としているので明らかである。そこには後白河法皇のデスポティズムと、その両翼下を巧みに行動した清盛の政治的手腕が認められる。その手腕をもつて二条天皇の皇妃に妹を入れた清盛は、摂関家に対してもその女を基実に嫁せしめ（一一六四長寛二年）、同年、法皇の為に蓮華王院を造進して、しきりに古代勢力との結びつきを図つている。[6] 摂関家との直接的結びつきは、図らずも基実の早逝（一一六六仁安元年）により薄れたが、その所縁によつて藤氏の所領を奪い、その後においても縁故をもつことを図つている点については後述することとする。

それでは摂関政治の実態はどうであつたか。当時、中央政府の首

脳部は基実の次弟基房（関白）と三弟兼実（右大臣）との強力なタイアップに対し、平氏の支持による経宗（左大臣）が政務を主宰していたのはその職掌に基くもので、表面的には一応このトリオをもつて行政面が担当されていた。[7] もちろん政治事務の実質的運営には、その下にある政府の諸官司によりなされていたことはいうまでもない。それは形骸化した律令政治の残存にすぎなかつたが、少なくとも中央部の機構・組織およびその運営は主として旧貴族を代表する藤原氏、ことに摂関家によつてなされ、そこに平氏関係者が喰入つて内裏政治に参加奉仕したのである。その点、内裏政治が儀礼的で、その機構が形式的存在といわれているが、天皇による律令政治的なものが根本的に否定されていない当時の政治態勢としては、この内裏政務によつて基本的に国政が処理されたとみるべきである。もつとも国家の統治権は院そのものにあつたから、実際的行政面には院庁において左右され、処置されることも多かつたが、右の事実は、平氏としても、政治権力の伸張強化を図るためには順応しなければならない国家的規制であり、必要な条件であつたのである。当時の貴族が官位の昇進を目ざし、平氏一族から公卿・殿上人を多く送つたのも、後にふれる政治工作を裏附けとしてではあるが、所詮は地方出身の武士にとつて身につけるべき政治的箔を求めたのみでなく、官僚貴族としての国家的権威をうるために他ならなかつたと考えられる。

こうした現実的政治基盤と機能の中で、清盛は平治の乱後十年足らずで太政大臣の地位を獲得する（仁安二・十一条・二）。[8] それが反実状的、非法的でなかつたことは、摂関貴族もこれを通常の事態としてその日記々録に記誌している点からも明らかである。ただその一族の異常な官位の昇進に対しては、例えば重盛の任右大将の場合「将軍顕要也、古来撰二其人一所二補来一也、今重盛卿於二当時一尤可レ謂二当仁一、嗟乎悲哉云々」（承安四・七・九条）と清盛の権威によつて選任されたことを批難し、また宗盛の子の場合に「宗盛卿少童四歳叙二従上一、童加階不レ聞事也」（承安三・正・六条）とか、「左衛門佐平保盛頼盛卿子叙二四品一（中略）希異事也」（承安三・正・廿二条）と記しているのをみれば、それらはやはり摂関貴族側に衝撃を与えることであつたに違いない。しかし、少くともこの時点における平氏の政治的立場としては、摂関貴族が清盛の引退に際して「前大相国申時許出家云々、所悩重故歟（中略）猶々前大相国所労、天下大事只在二此事一也、此人夭亡之後、弥以衰弊歟」（仁安三・二）としているところからしても、反旧貴族勢力的なものではなく、むしろそれらと妥協し制度的にも順応していた形態が看取されるのである。この限りにおいて、新興平氏の中央政界進出も、その事前工作と実質的な面においては後記するような政治の中に考えなければならないが、単に武力行使という方法ではなく、現実的な政治機能に沿う

ての官僚的地位が確保せられたとみるべきである。そして、その目的が一応達せられ、院にもとりいれられることに成功するや、次第に独裁権を強化し、古代的旧貴族勢力を武力をもつて抑圧し始めたのである。そういう平氏の動きに対して、旧貴族勢力も院政・摂関政治という政治目的から互に対立の立場にあつたとはいうものの、その新興貴族勢力の反撃の為に相互に結節していつたのであつて、そこにこの期の政治的動向の主流がみられるように思うのである。それでは平氏はどのようにしてさらに政治的優位を図り、古代的貴族勢力はそれに対処する為にどのような処置を講じたであろうか。

① 吉村茂樹氏『院政』九三頁。
② 竹内理三氏「院庁政権の支柱」（『日本歴史』一〇〇号）前掲書『院政』一〇八頁―一〇九頁。
③ 林屋辰三郎氏『古代国家の解体』二五三頁。
④ 「玉葉」承安五・五・十二条。以下年月日のみは「玉葉」による。
⑤ 巻五、二条の項。
⑥ 「愚管抄」。
⑦ 令制の職掌から当然のことであるが、「玉葉」承安四・十・八条。承安五・十一・十条等からも、実際的な動きがみられる。
⑧ 仁安二・二・十一条。

三　終末期前半の政治的動向

周知の如く、この時期における政治一般が律令政治の本質からきわめてゆがめられていたことは事実である。官僚貴族の官位の昇叙も法皇・女院の社寺造営とか、法要に当つての費用の支出により、或は天皇・摂関家の社寺参詣の際の賞としてみられるというのが一般例で、前代からの売官売位が盛行したのも勿論である。中には成功と余り時をおかずに重任がみられるという、いわば任官の前請も行われており、[1] それらが一定の財物を裏附けとさせているところに政道の頽廃が認められる。前記の知行国制もまたそれらに準じた性格のもので、[2] これらの実権が多く院に握られ、そこに院のデスポチックな私行政治をみるのである。したがつて、前記の清盛一族の官位昇進についての摂関貴族の批難も、院政のこのような在り方に向けられたものとみるべきで、平氏一族の場合、その政治的工作の効果が容認された院庁政治の中に、政治的進出をみたというのも過言ではなかろう。

しかし乍ら、その平氏が本来の武士的性格を露わして古代的貴族勢力＝摂関貴族に暴力をもつて立ち向つてきたのは、嘉応二（一一七〇）年にみた事件である。それは「平家物語」[3] にも「世の乱れ初めける根元」であるとし、「平家の悪行の初なり」とするものであ

つた。ことの起りは当時の関白（基房）が法勝寺に出かける途中、女車にのる資盛（重盛の嫡男）と逢い、基房の舎人・居飼が暴行したので、基房は使をもつて重盛に謝罪せしめた（嘉応二・七・三条）。その後、法成寺に出向かんとした時にも、この遺恨をはらすべく平氏の武士が群集して道に擁したというもので、実に七月より十月まで尾を引いている。資盛の行動に対して藤原兼実も「末代之濫吹、言語不レ及、悲哉、生二乱世一見二聞如レ此之事一、宿業可レ懺々々」としており、④単なる従者のトラブルというよりも、官僚貴族化した平氏の鎧袖一触、摂関貴族の権威を武力によつて弾圧した政治闘争の色彩が濃厚である。久しく淀流した終末期の政情はこの段階に至つて戯発され、次第に奔流化したというべきである。

この事件が古代的貴族勢力に与えた打撃は大きかつたが、一方清盛はさらに政治的優位を図つて、その翌年、女（徳子）を入内せしめた。その場合の実情として、摂関家としては勿論この儀に不審を抱き一般もこれを奇としたが、後白河法皇の好意的な計らいによつて法皇の養子として万事の沙汰をみたのであつた。⑤かくて、平氏は院と接近し、このころ法皇が福原の清盛の別業や、重盛の六波羅邸へ出かけ（承安元・十一・四条）、また法皇・女院（建春門院）相共に福原に向つたり、厳島参詣もあつたほどである（承安四・二・廿三条）。こうした政治工作の奏効によるのか重盛の任右大将ということにもなつたのは前記した如くである。ただし、その事態に対して摂関家としては、「即右大将之許云二悦由一了、大将事重盛、兼雅両人之間有レ持レ疑云々、而禅門之心有二于重盛一、仍所レ任（下略）」としており、⑥清盛の政治権力が完全に摂関貴族を圧していた実状が知られるのである。重盛とその官職を争つた兼雅については後述するが、実はこのことの前々年、平氏は旧貴族勢力と結びつく南都神人と闘諍し、その二人を殺傷した事件が起つている。その下手人が他ならぬ重盛の家人で伊賀の住人であつた事実にも、地方的新興勢力に支えられる平氏の権力内容と対旧貴族への敵対行為が時勢的動きとしてみられる。それよりも、これについて中央より何の裁報もなかつたので上洛強訴を企てようとした南都の動きを「大衆之訴、道理又道理也」と摂関側で考えたのは当然であり、何等の処置を講じようとしない朝政に対して「近代朝務如レ反レ掌、朝威暮改、実此謂」（承安二・十二・廿四及び廿八条）と痛烈に記誌している辺りにも、摂関家側からみた朝政の実際的在り方が充分伺われるのである。当時の政治界の実態を今小し具体的に示せば、その頃、院中では莫大な費用による豪華な風流として鵜合わせが重盛・邦綱・成親らを中心として公卿・殿上人参加のもとに行われており（承安三・五・二同・四・廿二両条）、それに対して摂関家側では、関白の姫の五十日の儀に参入公卿が僅か三人という状態であり（承安四・七・十一条）、また前摂政の息（基実の子基通）の新三位中将拝賀にも、福原の清盛の許に子細を打

合わさせ、その命によつて執行されるほどであつて、（承安四・八・十九条）平氏によつて占められる院および朝政内容の一端が推測される。

しかし、このような平氏の専制的行動の蔭に蠢動するものとして、古代勢力に支えられた院政および摂関家の潜在的な動きがあつたことも看過してはならない。すなわち、この頃院に西光が伺候し、その豪勢な挙動について「玉葉」（承安三・三・十五条）に、

参二女院御方一（中略）今日伺二候院一之入道法師（名西光左衛門尉入道也故信西乳母子云々）浄妙寺領立レ堂、令二供養一云々、上皇渡御、公卿殿上人、院北面人等済々行向云々、可二弾指一之世也（中略）依二院宣一被レ請云々

と記されており、この西光が註記に示す如き信西の有縁者で後にみる鹿ケ谷密謀の主導的人物であることを想起すれば、この事態は摂関家としても、平氏権勢との対比において刮目すべきことであつたと思われる。また、仙院（法住寺殿）における行幸相撲に参仕した重盛の行事作法面に違例多いことが問題視されている（承安四・十・八条）。これは些細なことのようであるが、公儀の進退作法に自己の職掌、ひいては政治的生命をかける宮廷貴族としては見逃がせないことであり、そこに対新興貴族への蔑視と反感がもたれていた点が察せられる。かかる情勢の中に結集していく古代的貴族勢力の反動保守的動静は、安元元（一一七五）年、左大将藤原師長の任内大臣という政治的処置として具体化したのであつた。

この師長については別項に詳述するが、彼は保元の乱で横死した頼長の子であつたと言えば、このことの政治的意図が奈辺にあつたかが推察されよう。すなわち、彼は父の縁座により流罪になつていたがこの期の政界に返り咲き、左大将と院司とを兼ねて政界に重きをなしていたのである。その人物を内大臣に起用するということについては、当時、後白河法皇は勝手な権力をふるう重盛を不信任していたという世評と共に、平氏抑圧の政治的意味が含まれていたことが知られる。これについて「玉葉」（承安五・六・十条）に「人皆以為、右将軍以二無雙〔之〕権一（○権一作種）法皇疑レ其二（○其恐有）欲レ任之忠一歟（○忠一作志）云々」としているので、この辺に法皇と平氏との微妙な関係がひそむように思われる。前項に於てみた如く、その初め、慎ましやかに院および宮廷に歩み寄つてきた平氏ではあつたが、この段階における専制と驕慢な振舞と、加えて新興族なるが故に洗練されない態度と教養とが、法皇を囲繞する古代的貴族層から次第に敬遠されかけたとみられないだろうか。こののち発展深化していく両者の対立・対決という政治情勢から推して、その萌しはここにあつたと考えられる。

これを別の見地からみれば、現実的な平氏の武力的専制に対して、旧貴族層のこれら一連の動きの中に、時代的な郷愁ともいうべきものに繋がるものがあつたといえる。それはこの時点は保元の乱後十数年を経た時で、兼実自身も偶然の事ながら左大臣の近側にいたと

いう重綱の口から当時の様子を語られて「太有二其興一」（承安五・七・十二条）と記しており、旧貴族層の反平氏的一般感情の動きともみられる。その意味において、師長の起用ということは、今後の院政・朝政の在り方を示すものとして再確認されねばならないであろう。

かくて、安元二年六月頃より建春門院は病悩によって七月に亡くなられたが、院政の積極策は進められ、院の近臣藤原定能が入道相国最愛の息（知盛）を超越してその位階が彼の上に昇進し（安元二・十一・五条）、更にまた内大臣師長を太相国に据えるという動きにまで発展してきた。尤もこの政治工作の蔭には、重盛の任内大臣、宗盛の任左大将という平氏側の政治的ポストも考慮されてのことであるが、その処置について摂関家兼実の内諾を勅命として伝えられてきたことである。このことに種々の問題が含まれていたが、[7] 兼実は御内意に対して「今朕有レ所レ思之由、仰如二此事一歟、為レ慰二超越之愁一歟、事似二軽々一、至二于如レ此余敢無二申事一」（安元三・正廿三条）としており、この人事には叡慮による摂関家の同意が要請されている。それが三月に実現した時には、さすがに兼実としても賛意を表していないが、これによって古代的勢力に繋がる院及び摂関家は一段と歩み寄りを示したといえる。このような動きに対し、平氏としてそのイニシアティブをとる院政に対して全面的反撃の挙に出たのが治承元（一一七七）年の鹿ケ谷事変であった。

この事変については周知のことでもあるので割愛するが、右記する如き政治的処置をみた翌月（事変の二ヶ月前）未曾有といわれる大火が帝都を襲い、それによって律令的官衙・施設の大半が煙滅したこと、その前後の不穏な社会情勢が見落されてはならない。[8] しかもその大火が讃岐院の怨霊によるとする時流的考えがあり、それがやがて頼長の贈位・贈官、崇徳院の院号追贈という行政面にまで発展していった一連の過程から、[9] そこに古代勢力の反動的動きの顕現としてこれをみることも決して無理とは思われない。その動きの中心人物と目される師長、密謀を画した成親・西光らは、ともに保元の乱・平治の乱のいずれかの体験者であり、そういう人物を院政、摂関勢力内に擁したところに、平氏と対決の宿命が予定されていたとみるべきであろう。

以上、古代終末期の前半期の政治的動向を展望してきた訳であるが、その政治過程の中に、単に平氏の武力的専制とか武士的武力という言葉をもってのみ、平氏の政界進出の事態を説明されてならないと考える。また平氏の政治的行動が、一門一家の繁栄のために、余りに性急的・権力的で、歴史的な伝統と権威を軽視し、貴族の生活様式とその基盤から浮き上った政治性は、かえって歴史的反動勢力を結集せしめる因を作ったと思う。この政治性は今後にも示されることであって、[10] 歴史的に馴致された社会――宮廷貴族の――の保

守停滞性を読みとる政治力の貧困を認めざるをえないのである。

① 安元三・九・六条「今朝、大夫史隆職、送下美作国、営造勧学院一可レ被二重任一之由宣旨於国司之許上云々、去月拝任之吏忽被宣二下重任一、頗可謂早速〔歟〕、然而、近代賜二成功一之時、同時申二下之一、定例云々、仍国司上二請文〔歟〕」とみえる。

② 清盛が法皇のために蓮華王院を造進した時には備前国が宛てられていることが「愚管抄」にみえる。

③ 「長門本」巻一、二代后事。

④ 嘉応二・七・十六条、同・十・廿一条、同・同・廿二条。

⑤ 承安元・十二・二条及び同・十二・廿八条。

⑥ 承安四・七・九条。

⑦ 「源平盛衰記」には師長は一の上を所望したが清盛の反対でこの職に思い止まったとし、「玉葉」には摂関として執政の意志なくこの職を望んだとする。

⑧ 安元三・四・廿八条「未曾有、未曾有、凡余焔之為レ体非二直也事一歟、火災盗賊、大衆兵乱、上下騒動、縮素奔走、誠是乱世之至也」としている。同様の記事は同・五・六条及び同・同・一条にもみえる。

⑨ 安元三・七・廿九条。

⑩ 福原遷都のことをさす。治承四・六・十四条参照。

四　鹿ケ谷の変より治承三年の政変へ

古代終末期の政情が鹿ケ谷の変によつて一段と緊迫度を増したことは既に周知のところである。ここで這般の消息を追うことは避け、むしろこれまで依拠してきたところの「玉葉」の記録性に眼を注ぎたい。すなわち、「玉葉」にはこれについての詳細な記事はなく、僅かに事態発生四・五日前の洛中の騒ぎが記されているのみであり、[1] 事件の発生についても人伝えとして、清盛の院参および西光・成親の逮捕を記しているにすぎない。しかし非常事態に直面した実情として、洛中に武士充満し、禁裏にも雲集し、「院中寂莫〔云々〕絶二常編一不レ遑二記録一（下略）」とし、院では「近習之人々皆悉令レ逃二散妻子資財等一、只一身許慙祗候云々、事変政改、誠只片時之間也、悲哉々々」と記しているところに、公卿貴族の戦慄と重大な事態への当面が実感される。[2] 捕えられた西光の平氏への罵言および成親の面縛ということから類推して、[3] 官僚貴族化した平氏を考えるならば、この場合単なる軍事警察力の発動という手段だけではなく、政治的立場の不明確な宮廷貴族の文書記録の類の検閲ということまで行使したのではなかろうかと推測される。その理由は後述するとして、ここで前記石母田氏の所説が想起される。[4] 氏は平氏政権の設定の期を一応ここに求められているのはさすがに炯眼であるが、そこにみられる氏の判定がその筆の直後に訂正されており、結局、氏の所論としては平氏政権の明確な時期を治承三年の政変以後に決定づけられるようである。それでは何がこの場合、氏の透徹する史料批判的

態度と明解な論理的説明とを鈍らせたのであろうか。それは、このあたりの「玉葉」記事が前記の如く満足な史材を提供していないことで、それが氏の見解をその限度に制約したものと思われる。事実「玉葉」にはこの事態について事変り政改まると記しただけで、その政情の急激な変化の具体的内容には何ら触れていない。だからといつて、「玉葉」の記事のみを信用することはできない。当時の政情ならびに朝威衰亡の実状は、むしろ徳大寺実定の「庭槐抄」[5]に「御方違可レ有レ行幸上御門一（邦綱卿所進也）無二参仕之人一（中略）臨幸之為レ体、尤不レ足レ言。四十余人上達部隠二何処一乎。只大納言二人供奉。無二中納言参議一。不可々々。如レ無二王威一之代也」としており、翌二年の春日社行幸にも「参議頼定一人列立、余人皆逐電以レ車皆悉向二宇治路一、奇怪之至責而有レ余。末代之作法。王威如レ無歟」（同記治承二・三・廿二条）としていることをもつてその一斑は察せられる。然るに同日条の「玉葉」には右の公儀に右大将（宗盛）の不参加を記しているのみであつて、現実的実態を知ることは決して適当でないことが解る。これらの点から、「玉葉」の記録による限り、そこに起つた政治的変化の説明は求められないのである。従つて、そういう「玉葉」の記事の在り方に私達は記録内容の断層を認めざるをえないのであり、ひいては「玉葉」の記述に一応疑問が抱かれるのもやむを得ない。事変をみてから数ケ月後のその年の暮の小除目について、「玉葉」（治承元・十二・三十条）に、「去夜有小除目云々、花山中納言息（太相人道外孫）加二元服一、即夜叙爵（従五位下）昇殿、又拝二任侍従一云々、拝賀之時可レ被レ許二禁色一之由兼被仰云々、摂録之息尚未レ聞二元服之夜授レ官之例一、中納言之子息元服之日昇殿、太以過分也、但権門之事不レ能レ論二是非一歟」としているのであつて、この時点においても、なお平氏への評言に、平氏の政治的権力が執政官の一人兼実の口まで緘せしめている事実が認められるのである。

このようにみれば、これまで厳密詳細に記誌された「玉葉」の記録は、この事変前後における平氏の武力権の発動によつて、何らかの制約をうけ、政治的配慮のもとに、少くともこと平氏に関する場合にはその記事に潤色がみられるのである。それは平氏の権勢強化による政治・社会情勢の変化という条件の他に、直接兼実一家にも及んで来た政治工作とも大いに関係するところで、その具体的内容については後述にまち、ここに留意したいのは「玉葉」の記述が右のような政治的社会的条件によつて一つの配慮の下に、現実事態を記述していることである。「玉葉」が兼実個人の日記でなく、宮廷記録であるという本質的な面からも、それは当然みられるべき制約でもあることはいうまでもない。石母田氏が、鹿ケ谷の変の翌年には平氏の政治的地位の変化がみられるとされる点であるが、その根拠となつた「玉葉」（治承二・正・廿条）には「竊案レ之、王化如二鴻毛一、豈従勅

命、就レ中平禅門依二此事一雖レ有二勅喚一、敢以不二動揺一、因レ茲山僧弥得二其力一云々」と記しているのは、清盛の身勝手な行動を非難し、かつ清盛が古代勢力の一環たる延暦寺と提携の策謀をとつていたことを示すものに他ならない。したがつて平氏政権の後退ということもありえない。とすれば、鹿ヶ谷の変に清盛は院政・朝政に大きな衝撃を与えたが、それは院政構成の過激分子の排除と朝政圧迫ということで、この段階における平氏政権の確立ということは言えないと私も思う。院を中心とする古代的旧貴族勢力は不尽身として意外な潜勢力をもつていたからである。

ともかく、平氏の政治権力下における「玉葉」の記述が、現実の事態に対する記述の仕方について記事の真実性に疑わるべきものをみるので、以下その二・三を検討してみたい。前項に記した白河殿（清盛の女で基実の政所）の死去について「遂以亡去、天下之人謂、以二異姓之身一伝二預藤氏之家一、氏神悪レ之、遂致二此罰一云々」（治承三・六・十八条）として、基実の死後十四年間、彼女の手で家領が伝領されてきた不満を表明している。この段階において、このような事態をみた経緯を或人の伝えとして記し、さらに入念にも「此事雖二伝語、真実之説也」としている記誌法は、家領を清盛が横領した事実をきわめて婉曲に表現した以外の何ものでもない。既にみた平氏の院、摂関家への接近とともに、藤氏の家領をめぐりその抑圧政策という事態が、ここに至つて表明されているところに問題がある。またその間の接衝に当つた人物としても、藤原邦綱であつたということが彼の死と共に表明されている。[6] 彼は数代前まで受領・諸司の介という下級貴族であつたが、清盛にとりいつて重衡を聟とし、平氏政権の要枢を占めていたものである。[7] このような「玉葉」の記事のもつ現実的真実性の薄弱さの最も露骨な事実が、清盛の死によつて投げ与えられている彼への評言であろう。[8] この記誌法は後白河法皇の場合についてもみられるが、ここで必要とする平氏一族に対する記述態度に「玉葉」の記述性の一斑がみられることは確認されなければならず、それが何によつているかは説くまでもない。したがつて、「玉葉」に平氏の権勢に屈しまいとする気概を示す記事がみられるからといつて、それが摂関家の政治立場を表明したとする見方は甘く、その記事の外に歴史の真実をとらえなければならないと思う。[9] 現に治承三（一一七九）年、清盛が後白河法皇を鳥羽殿に幽閉した歴史的事実については明記していない点について、かつて疑問を提起したことがある。以上の諸点から、公的な宮廷記録としての「玉葉」の記述に対してその内容を検討することが緊要な問題となつたので、項を改めてこの点を考究し、そこから前述しなかつた複雑微妙な政情の内部を探求して真実を把握してみようと思う。

① 安元三・五・廿九条。

② 治承元・六・三条。
③ 「源平盛衰記」巻五、成親已下被召捕事。「玉葉」治承元・六・一条。
④ 『古代末期政治史序説下』四八〇頁～四八一頁。
⑤ 治承元・九・廿六条。
⑥ 治承五・閏二・廿三条。
⑦ 「平家物語」（長門本）第一。
⑧ 治承五・閏二・五条。
⑨ 治承二・十二・三十条に関白基房の室を東宮乳母とする計画が中止されたことにつき「是氏大明神冥鑒歟、雖二末代一堕レ家棄レ名事能可レ有二用心一事歟」とあり、その他「棄レ身□謂二権勢一」とか「誠是可レ謂レ順二時勢一」とかの記事表現をみる。

五　「玉葉」の記述内容とその限界

「玉葉」が古代終末期より鎌倉期初頭においてのきわめて重要な根本史料としてその価値を高く評価され、歴史研究に利用されてきたのは、ただに筆者が政局の中枢人物として重きをなしたというばかりでなく、その記事が詳細かつ厳正な筆致をもつて、しかも継続的に記誌されている点にある。また記者個人の見解が随時披瀝されていることも、他の日記記録に比して現実的事態の説明に役立ち、前項において縷説してきた複雑な政情の展望も、そうした史料的価値の信頼に支えられて進めてきたわけである。その限りにおいて、手段と方法には誤りはなく、記事の示す事実は疑われてはならないであろう。しかしながら、「玉葉」の記事のみが実状を示すものでない片鱗は寸前指摘したところであり、ましてそれらの記事がこの時代性の真実を語るものとは言いえない。

一体、王朝公卿の日記記録は宮廷における儀式典礼およびそれに関する有職・故実・旧事先例を克明に記録することを目的として生まれたもので、それを後代子孫に伝えるとともに、それらの部面についての指導書であり参考書として、公事奉仕に役立てられた。① またそ㊟作製整備が宮廷貴族の日課の一つでありいわば公的記録としての本質的なものに、見聞事項が記誌されたものである。したがつて、それは必要があれば借覧し、披露する場合もあつたのである。② この日記のもつ本質的なものからしても、絶対秘密性を保つたものでない。この原則的なことは、「玉葉」のみが例外であるとはいえない。それにしても、「玉葉」がいかに真摯な態度と筆まめに綴られているかはその随処にみられることで、例えば関白の賀茂参詣の儀の不審について源雅頼にこれを注送せしめ（承安三・四・廿二条）、宮中の相撲行事が同人の注送状により記されており（承安四・七・廿八条）、また仙院（法住寺殿）で行幸七番の相撲行事に所労で不参加の時には「今日儀訪二有識之記録一可レ備二後代之亀鏡一也」（承安四・八・二条）としているごときその一鱗に過ぎない。

また、その記事の凡てが兼実個人の見聞に基づくものでなく、その資料となつたものに、外記清原頼業に負うところがきわめて多いことは、すでに龍粛氏によつて紹介されている。[3] たんに資料の提供ということ以上に頼業の記誌に任せたのではなかろうかと思われる点もあるが、もしそうとすれば、「玉葉」記事を他人が絶対閲見しなかつたということは言えない。「玉葉」本（国書刊行本）には記事の錯乱個所および後人の加筆個所と思われるものもみられ（嘉応元・正・七条）、それらは何れも後代人の伝写によつて生じた異本の挿入されたものと思われる。そういう記事の混乱は別として、ここに指摘したいのは、「玉葉」――前半――の記事中に数多くみられる「或人云」とする記誌法で、その記事がまた機微な問題や事情を説明しているのは、改めて注目されねばならない。参考のために触目した一部を表示すれば左の如きものである。（△は平氏関係、○は院政・摂関関係、（　）は説明の便宜上筆者の付したもの）

記事年月日	記事内容
仁安二・閏七・十四	就寝之後、或人云、上皇御不例、殊以重御云々
仁安三・正・一	我人云、両儀奏宣命等之路昇露台小橋入南殿北廂東戸経廂云々
同・二・十六	或人告送云、来十九日可有譲位事、於閑院可有其事云々
同・同・廿五	或人云、大神宮有炎上事云々
嘉応元・十二・廿	或人云、昨日参内裏、可追帰衆徒之由被仰重盛卿
同・同・同	……又或人云、日代禁獄、尾張停任、納言配流、是衆徒訴訟之意趣也、相叶我意云々
同・同・廿八	或人云、時忠卿院勘云々
嘉応二・正・十三	或人云頼盛卿今夜向福原、是依入道相国命也云々
嘉応二・七・十六	或人云、昨日摂政被欲参法成寺、而二条京極辺武士群集……末代之濫吹言語不及……或人云、摂政参給之間、於途中有事帰給了云々
同・十・廿一	或人云、今日法皇密幸成親卿五辻第、有競馬云々
承安元・十一・三	或人云、近日上皇可幸重盛卿六波羅第云々
同・同・四	或人云、公舞法印、一日可被加僧正之由注申去夜儀或人語云、先勧学院参賀、次人々参集……
承安二・三・廿二	或人云、閑白辺事来廿一日若廿六日之間云々、是偏法皇御結構云々（万事狂乱之世也、莫言莫言）……今日欲始仏、而或人会、祇園祭日也、仍神事、若可憚歟云々
同・六・廿七	或人云、南京衆徒、一昨日焼払多武峯坂下在家等了……
承安三・六・十一	或人云、家司光長為摂政使向南都、被下院宣云々
同・同・十五	或人語云、左大臣云、執筆之間作法、能被見右府………
同・同・廿三	
同・七・十四	
承安四・二・四	

同・六・廿六　或人云、建春門院御不例、重悩給云々

治承元・六・十　或人云、西光白状事実事云々

同・同・十一　或人云、成親在備前国于今存命

同・同・廿　或人云、明後日可被行除目云々

同・九・十四　或人云、右大将宗盛（可）参法皇御共、

同・十一・四　或人云、成範卿女（祇候内裏年来通御云々）此一両日之間有産事

同・同・九　或人云、除目十五日可被行云々

同・同・廿五　或人云、牙御笏、昨日出来

同・十二・七　或人云、去三四日之間、強盗入左大臣家近隣（中略）凡近日京中毎夜……無不逢此災云々

治承二・六・十三　或人云、宗盛室二禁……

同・七・十六　申剋、或人云、右大将宗盛室夭亡

同・同・廿八　或人云、法皇殊寵肥後守資隆女（八条院女房名右衛門佐）此両三月参往御所云々

同・八・廿五　或人云、前座主明雲去比上洛（中略）法皇大怒云々

同・十二・廿九　伝聞、閔白室可参東宮（中略）或人云、時忠卿厭却云々

治承三・六・六　（白河殿領について）抑或人伝云、入道相国、先年之比夢曰……

同・同・二十　或人云、白川殿所領已下事……

同・七・十五　或人云、邦綱卿去比辞大納言之状即有勅許

同・同・十九　或人云、内大臣入道（一門）所労危急云々

治承四・四・七　或人伝云、醍醐之辺有行調状法之（禅門之）人上之由、世間風聞……

同・六・三　……或人云、遷都不可然云々

同・七・十三　或人云、遠行之輩被召還、勅勘之人優免云々、但前閔白及前相国不入此中云々

同・七・三十　或人云、摂政之病殊重……

同・八・廿八　或人云、今年菩薩院御念仏退転、禅門講不可有之由……

同・十・二　或人云、上皇昨日御下向……云々

同・同・十九　或人云、高倉宮被誅伐之由猶有疑……

同・十一・六　自福原或人示送云、重可遣追討使（中略）世上之嘲、只在此事云々

同・同・十九　或人云、東乱及近江国云々

同・十二・三　或人云、去晦日院殿上定、左大弁長方奉宥法皇可被召返松殿之由、再三令申、人々更以不同之云々

同・同・廿七　或僧云、三条宮在吉野……

治承五・正・廿　或人云、頼朝有病

同・二・三　或人云、禅門之女参法皇之間有種々事等云々

右表によっても知られる如く、その記事が多く法皇・上皇・禁裏および平氏関係でしかも個人的秘密面に関するものもある点が記事の特性である。この記事がいかなる理由と事情によってみられたかは後述にまつこととし、「玉葉」記事の記誌態度が前記の如く厳正であるだけに、ある必要と配慮との下に、その人の名を意識的に伏せたとするのが穏当である。日記において「或人」を設定した例は管見の限りでは「台記」に求められ、同記には「向或所讃」とか、④「謁或人（彼三位衙府）遂本意」とか⑤「或人讃」⑥とか屢々見える。頼長がいかなる人物であったかはかつて発表したが⑦、その点からいっても「玉葉」にみるこの記事の設定は、その根本に反時流的な意味をもつ人物か、それとも公的記録に私的関係をわざとさける為にしたものかの両面が考えられ、何れにしてもかかる記誌法に注意が払われねばならない。かりに私的面の記事を憚かるという意図からだとすれば、それらの記事には、日次の冒頭とか単独記事としている場合もあるのでこの見解は当らない。また幾人かの不定の人による偶然の入手情報であるとも考えられない。かくてここにみる或人は特定の人物であることが推定されると同時に、また情報の入手し易い側近者、関係者によることは勿論である。

以上の想定に基づいて、ここに或人の所属圏層ならびにその人物を推定するのは至つて困難であるが、前項、縷説してきた平氏の政権獲得に狂奔した微妙な政情の解明にこの問題をとらえることは、決して無意味でもなく、その事情と条件の中にこそ、ここに説く終末期の真実の姿がひそむものと思われるので、情報内容と「玉葉」記事とを検討しつつ、その真情を考えてみたい。「玉葉」に記される数多くの人物群像を種々の観点と角度とから照射した結果、一応、二人が擬定される。すなわち藤原師長・同兼雅である。以下その考証を試みる前に、「玉葉」にはこの両人の名を全く伏せているのでなく、伏名の必要ない場合には官・名何れかによつて公的記録にその活動が記誌されていることを附言しておきたい。

（A）その一人藤原師長は第三項にも既述した頼長の子で、その縁座によって流罪の身が赦免されて後、新大納言となり、仁安二（一一六七）年頃、一時平経盛の宅（彼の旧宅）に身を寄せていた（仁安二・五・一）。その翌年左大将となったが、事により時の内相忠雅とともに辞官、同年十二月還任以後は⑧、この期の政局担当者としての関白・右相の相翼として、殆んど朝儀・公儀に参加しており、そこに職掌以上の政治的活動とウエイトがみられるのは院司をかねていたからでもあろう。兼実と個人的接衡もあり、神宮についての造詣深さに彼の所見を求めていることもあり⑨、血縁的には従兄弟の間柄で公・私に両者の親近性がみられるのも当然のことである。勿論、以上は「玉葉」の記事からみられるのであるが、その師長を「玉葉」に何故

或人としたかの理由は後述することにして、ここに彼を擬定したことを或人の情報内容から見当づけてみよう。例えば或人の記事として次の二つについてみると、

（イ）　或人云、昨日早参二内裏一可二追帰一衆徒一之由、被レ仰二重盛卿一、而申云已及二夜陰一了、内裏太無情、自外責伏ハ、衆徒乱二入内裏之中一、大事出来、後悔不レ可レ叶云々、然而、尚被レ仰已三个度、仍欲二参内一之間、又被レ止了、明暁可レ向云々（下略）（嘉応元・十二・廿四条）

（ロ）　又或人云、目代禁獄、尾張停任、納言配流、是衆徒訴訟之意趣也、相二叶我意一云々（同右条）

の如きもので、これは嘉応元（一一六九）年尾張目代（藤原成親）と比良野神人との争論において成親は神人三人を禁獄したことに対して延暦寺の衆徒が成親の配流を要求し、内裏に強訴したことについてのものである。この事態を右相に伝えた報道者も或人であるが、強訴に対する行動処置からその人の職掌が見当づけられる（師長＝左大将）と共に、成親の処分に我意を得たとする辺り、成親に敵意を抱くものと考えられる。

このことあつて四年後の承安三（一一七三）年、南・北衆徒の蜂起についても或人からその情報が伝えられ、藤原氏は関白使定長を南都に派遣したことについて「玉葉」（承安三・六・廿七条）に、「或者語云、相共定長下向之者也一昨日定長進発、昨日暁下着之間多武峯焼了之由、下人云々、未レ聞二実説一之間、先向二別当僧正房一僧正被二対面一、条々仰旨等、具以示レ之（下略）」とその間の経緯を或人が伝えている。この定長と共に下向したものが誰であつたかが問題となる。その後、洛中法勝寺八講結願日に兼実・左大将（師長）もたまたま参仕し、御幸を待つ片時の両人の言談の序でに、左将軍は次のごとく兼実に語つているのが「玉葉」（承安三・七・七条）にみえる。長文だが之を引用すれば「去比衆徒事、於レ院有二僉議一、其仰詞云、焼二失多武峯一之条已大事也、山階寺之所為、罪科不軽、加之、別当僧正已下在京之時、可レ止二大衆之蜂起一、兼又不レ可レ令レ焼二多武峯一之由申請下向、大略翌日炎上、已違二勅答一事不実之罪也、罪科何様可レ被レ行哉否諸卿申云、左大臣、左大将（以下五名筆者略）被レ召二子細一之後可レ及二罪科一歟（下略）」と答申したというので、この場合、勅詞を申請けて下向したのが、それを語る左大将であつたとすれば、定長と同行しているのも彼であろう。藤原氏の氏寺は関白の管理であつたにしても、院も無関心ではなく、前記の如き彼の公・私に亙る立場上、その解決にのりだしたのも別に不思議ではない。

或人を師長と擬定する考証において、その政治活動をとりあげることは、主観的見解に陥る恐れもないとはいえない。或人の記事からその人の特性を示すものをみれば、その或人は音楽的素養と関心とをもつていることが解り、この点は或る人を決定する有力な鍵と

なる。兼実は師長から楽譜を借用していることは「左将軍所ニ借送一之書書記二号返送之、又二号一譜琵琶一号被レ借レ之」（嘉応二・三・八条）と記していることで解るが、これに対して「或人云、去二日蓮化王院総社舞之間、青海波、垣代音曲、笙相違事出来、隆季咎レ之云々」（安元元・十・六条）とか、「或人云、試楽日余可レ弾ニ琵琶一」（安元二・二・十三条）とあり、同じ頃の別の日次記（安元元・十・十五条）には左大将が、隆季と豊原時秋との間で音曲に関して対立したのを時秋説の正当を判定したと記されており、以上の諸記事から、或人を左大将師長とすることは附会ではなかろう。師長の任内大臣のことは、政局を決定づけるものとして前述したが、その時に兼実の見解として、「今左将軍者家生ニ尊貴一身備ニ才能一、謂全経及絃律、為ニ亜相之一一居ニ将軍之左一、撰臣之世殆可レ授ニ剰任一、就中、非ニ唯納ニ身於権勢之門一、咫尺龍顔、常陪ニ雅遊之筵一、縦聖代縦乱、不レ可ニ猶預一、不可持疑（下略）」（圏点筆者）（承安五・六・十条）と、極力賛意を表明しており、彼が経及び絃律に通じていたことをここで重視すべきであろう。師長の身分的地位、才能および政治的立場が高く評明されているのは尤もで、それを買われての抜擢であり、摂関家の賛辞とすれば、前記の政治的事情も氷解される。治承三年の政変に彼は京追放の身となり、熱田宮前で琵琶を弾じた情景は、王朝貴族の末路を示すものとして哀歓をそそる「平家物語」の一節である。特に彼が平家から悪しみをうけていたとすることと思い合わせ、[10] 彼の政界における平氏の風当りの強かつたことが考えられ、その人物と親近関係にあつた兼実としては、疑念を持たれるべき事項について殊さらその名を伏せたのであろうと思う。

（B）藤原兼雅を他の一人の擬定者としたのは次の理由からである。すなわち、該当資料から（イ）左大将（師長）のことを或人が語る場合があること、（ロ）師長の京洛追放以後においても「或人云」記事が継続すること、（ハ）ある時点より兼雅の公的行動が記されず、彼の名を意識的に避けている点が確認されること、今一つ（ニ）その記事が院・平氏側の情報で兼雅の身分・職域上きわめて符合するからである。以下、この点について考証しよう。

第三項において既述した徳子入内の一件についての法皇の好意的処置は、実は或人によつて齎らされたと「玉葉」に記誌する記事によるが、その同日記事の続きに、「或人云」として法皇が前太相（忠雅）左大臣（経宗）左大将（師長）の下に院使を派遣して天変の頻発により徳政を行わるべきを定申せしめられたことがみえている。このことに法皇と摂関家との間の機微な関係がしられるとともに、右の院の内儀とする情報が摂関家側にはキャッチされており、それは院の近侍者によつてなされたものであることは勿論である。もし或人が同一人であるとすれば、二件の内容は異なるにしても、「又曰」でよい訳であるのに、それを改めて「或人云」とし、その

件は左大将についての点から、別人の言とも考えられる。かかる例は他にもみられ、この場合、師長・兼雅の何れをどうと判定しかねるが、師長とすれば法皇と彼との固い結び付きがあつたことは推察される。

さてこの兼雅は、この期の前半に一時、太相国であつた忠雅の子で、妹が関白（基房）の妻室である点からすれば、摂関家の兼実とも義兄弟の関係にある。しかし、彼は清盛の長女の後夫となつており、その事情は詳かでないが、[11]おそらく平氏の政略によつたものと思われる。かかる境遇と立場から一応平氏側につき、[12]兼実の公的記録には、彼の存在に溝が作られていると考えられる。また院司として、この期前半には建春門院に仕え、[13]のち建礼門院の別当ともなつている。承安三（一一七三）年頃、建春門院の新御願寺についての院の上には、左大臣の他、左大将以下の女院院司、隆季・宗盛・時忠・親範・実守らと参画しており、[14]その顔触れも師長以外は平氏一族および支持者で、その点師長と結びつき易い基盤にいたといえる。基房の息（師家）の産五夜の儀にはその職域をもつて一役を買つているほどである（承安二・六・廿七条）。したがつて彼の政治行動の分野は広く、朝儀・院儀に参加するのみでなく、上卿として政務に当つている点からすれば、政界に重きをなしていたのである。しかし、「玉葉」には彼の個人面について記すところは余り多くみられない。ただ、同じ院司たる成親が法皇の三条御所の新造の賞として従二位に昇叙したとき、「資賢兼雅卿被二超越一、兼雅卿権門之人也、今被レ越之条世以傾之」（承安二・七廿一条）としており、平氏に縁故をもち乍ら、下級貴族たる成親に位階を越された不審を認めている。前項に既述する右大将の一件についても、「嗟呼悲哉」と失意の情を表明しているのをみると、左・右両大将を同族より据えるという期待もあつたであろうが、兼実としては一族的な信望と期待を寄せていたことが汲みとられるのである（承安四・七・九条）。この記事中に、重盛との間に疑を抱いていることもみられるが、平氏政権内における兼雅の在り方が問われるべき一資材であろうと思う。

ここで眼を転じて彼の政治的経歴と才能について考えてみるに、以上みた兼雅のごとき政治的立場は、少くとも平氏が権勢を振舞う時期においては位階の上昇においても決して幸いしなかつた。平氏側および院政々権内には、新興貴族層で如才なく振舞う才士が多かつたからである。邦綱・成親のごときはその代表的タイプとみることができる。[15]そうした下級貴族層に官位を超越されること及びそれを認める院政・平氏政権に対して、彼をして批判的な行動をとらしめたのではないかと思われる。それは摂関家側から寄せられる同情に繋がるものであり、摂関家との接触も、昵近の間である以上特に不自然のことでもない。[16]しかし、兼実としては、平氏の風当りが強

かつた師長と事情は稍々違うにしても、平氏に縁故をもつという点でその名を伏せたのは前者と同様の配慮によるものであつたと思う。とくに兼雅が鹿ヶ谷事件の主謀者の一人、成親とは母方関係による甥・伯父の間柄でもあつたことは、彼に対する態度としてことさらとらざるをえなかつたのではないかと思われる。[17]

兼雅を或人の一人と擬定した理由は、以上の推定に基づくものであるが、ここにあえてそれを主張する事実は、鹿ヶ谷事件の直後に発生した事態について、「玉葉」に一定期間、兼雅の官・名を記誌することをさけた点が認められるからである。それは兼実一家に関する要秘密事項ではあつたが、ことさら相手たる兼雅の名を忍ばせ、彼との関係交渉に極めて不明瞭な表現をもつて、ことの重大性を記しているのでそこに私は問題があると思う。その事態とは実は清盛の計らいで宗盛を通じ兼雅の養女子を良通（兼実の息）にめとらすという交渉が、事変直後もたらされたのである。「玉葉」に次のごとく記誌している。「今日戌刻、右大将宗盛以二内女房若狭一有二示事一、侍従可二相親一之由也、件人無二女子一、以二少将隆房朝臣（隆房ハ宗盛妹夫）女子一養レ之云々」（圏点華者）とし、さらに「欲レ従レ之者、有二堕レ家之誘一、欲レ乖レ之者有二失レ身之恐一、進退惟谷、已失二方略一、但報云、件少男更非二進止一、偏女院御左右也、（中略）慎思レ之、世間之体、不レ能二是非一、可二弾指一々々」としているのである。ここにみる件人は宗盛でなく花山院兼雅であり、[18]平氏が摂関家との所縁によつて政治的立場を有利にしようとした工作で、その窮地に追い込まれた苦悩の表現である。それにしても兼雅の養女子が考えられたことは兼実としても晴天の霹靂であるが、相手は件人でよかつたのである。前項に於て指摘した対平氏記事の配慮もこの点にあつたことが想起されねばならない。その後このことに関しては勿論、兼雅の名は公儀の参加者名や叙位除目の場合を除いてその名は全く出て来ないのである。ようやく治承四年二月に至つて、これが清盛の結構によるものであることが記誌されている始末である。その代り、平氏の権勢強化の現実的政情から或人が量的に増加しているのは前掲表にみられる通りで、摂関家としては、そこから院・内裏および平氏の内部情報がとらえられていたのであつた。かくて両家の婚儀が執り行われたのは、福原遷都を決行しようとするあわただしい時のことであつた。[19]その歴史的事実とともに、平氏政権の前に古代旧貴族勢力の一支柱ともみらるべき兼実一家も崩れおちることになつたことは見落されてはならないであろう。

ここでいいうることは、右の事実が見落されたとしたならば、「玉葉」の記事には以上の如き考察を廻らさなければ、その実態が捉えにくい記述性によるもので、それこそ「玉葉」が時代の政治性をもつていた一証左である。その前半にみられる「或人」の設定もこの

政治性と日記記録の制約との下になつた産物であることを諒解されねばならないと思う。[20]

以上、或人の探究への試論とそれに関連させて玉葉記事の内容検討に相当紙面を費したが、終末期の政情の黒白を露骨にしたのが平氏により治承三（一一七九）年敢行された再度のクーデターであつた。この際には後白河法皇の幽閉をはじめ、反平氏勢力に味方すると目された多量の政界人を解官・追放し、基房・師長の京外追放はもとより、兼雅も一時解職されている。これは院司・春宮大夫として古代勢力に協力した点が問われた為であろう。また平頼盛（清盛義弟）も処分の対象としてみられるのは、平氏部族内の動揺と分裂による危惧も含まれていたことと考えられる。[21] この際には院政・摂関政治の機能が停止せしめられた実状は「玉葉」記事から推量される。しかし、この暴挙はかえつて反平氏運動を昂め具体化させる結果となり、源氏および南都北嶺の旧勢力の蜂起によつて政局の急転回をみたことは説くまでもない。そしてそういう情勢の中で「玉葉」（治承四・八・二条）に「花山中納言来始来也」との註記はいかにも意味ありげで、したがつて或人もまた「玉葉」からその姿を没するのである。

① 岩橋小弥太氏『上代史籍の研究』所収「記録概説」。

② （嘉応二・八・十二条）「摂政所被借之権記一巻寛仁元年冬返上」および（承安二・十二・七条）「前大納言実定卿日記多相持云々、其中一切不披露之記ハ花園左大臣記八十余巻四条戸部記百余巻殊秘蔵之云々」等その事例は多くみられる。

③ 龍肅氏『鎌倉時代史下』（春秋社）一〇三頁。

④ 久安三・五・十三条。 ⑤ 康治元・十一・廿三条。

⑥ 久安三・三・十五条。

⑦ 「保元の乱序曲」（『日本歴史』八八号）。

⑧ 「皇帝紀抄第七」高倉院、五節帳台試の不参により両人辞官することがみえる。

⑨ 承安二・九・十四条。

⑩ 「平家物語」巻七（長門本）。

⑪ 「同　右」巻一（長門本）清盛息女事。

⑫ 承安元・十・廿三条に、福原の清盛の別業に御幸のとき、重盛・宗盛・時忠らと扈従している。

⑬ 嘉応二・正・一条。

⑭ 承安三・八・廿三条。

⑮ 前者は平氏の縁故に続き、後者は院の権威に縋つて出世街道を驀進し、鹿ヶ谷変以前に、兼雅は両人に大納言を超越されている。

⑯ 養和二・三・一条に兼雅は漸やく大納言となるが、兼雅は昵近の間としている。

⑰ 「尊卑分脈」、「公卿補任」によりこの関係をつきとめえた。

⑱ この記事だけでは漠然たる表現で内容を把握し難く、ことに件人については全く解らないが、治承四・二・十三条および同・六・九条の両条から本文に説くこと如く見当づけられる。

⑲ 治承四・六・廿三条。

⑳ 前記した師家出誕祝の儀に兼実は所労で参加しなかつたが、三夜儀は兼雅よりの注送に基づいて記事としている。然るに五夜儀については「去夜儀或人語云」として、そこに兼雅の一役が記されているが、この或人は兼雅のことと思われる。本来ならば一人称とすべきであるところを兼実によつて三人称に記された。

㉑ 「平安遺文」三九〇〇　権中納言平頼盛奉免状。「玉葉」治承三・十一・十七及び廿両条。

六　余　言

以上、古代終末期の政情を展望し、その動向の中に時代的脈動と政治的息吹を捉えようとした意図も、却つて意余つて贅言となつた筆の拙さを痛感する。それにしても、これまで平氏の武力的権威という概念をもつて政局の推展が眺められてきたのに対し、歴史的伝統的な地盤と権威とが現実的にもつていた働きと、反歴史的な政治的営みという面も併せて顧慮されるべきであり、その新・旧両勢力の摩擦と時代的交流の複雑な動きの中に進展していつたのがこの時期の政情であつた。そうした政情を「玉葉」の記事より取材する場合、それがもつ公的記録としての本質的な面と、政治的諸制約とから、語るべき真実が秘められている部面もあるという点が看過されてはならない。その最も具体的な事実は、むしろ旧勢力を支持する特殊人物像を伏名させることによつて真実を伝え、摂関貴族の立場を擁護しようとしたことで、そうした「玉葉」の記述性の特質にこそ、この期の政情の真の姿が見出せるのではないかと思うのである。

so on, in the northern Laos ranges variedly in each situation. This area is that of the complicated constitution of races and the very compound culture.

This article tries to clarify any racial relation around the *Yao* race, limiting area to the circumference of the *Pa-tan* country. At first offering the researching materials on the *Yao* race in the *Kaiso* country, especially on its life, its settlement, form of its houses, its social construction, and its religious aspect, its contact with other neighbouring races and its relation are to be shown, evaluating its reason for existence not as a minor race but a bearer of one provincial culture in the northern *Laos*. Near the *Pa-tan* country, there are the *Yao* and *Meo* races in the mountains, the *Pu-ten* race in the mountainside or mountainfoot, and the *Lao* race in the valley, cultural intercourse of these races enriches and develops the provincial culture as a whole. Without the *Yao* race the *Lao* race should be only a farmer in the valley —— not to develop its ability as a commercial race, without the *Lao* race the *Yao* race be isolated and retarded on the top of the mountains, and without the *Pu-ten* race no bearer and mediator between the two ——*Lao* and *Yao*—— be found. The point is that besides the examination [of the individual racial culture at work the order of the provincial culture constituted by these must not be overlooked. According to the approach in the racial geography, the provincial culture changes each racial culture, and is the leading factor having influence on history.

The Political Conditions at the End of the Ancient Period and the Contents of '*Gyokuyô*' 玉葉

by

Toshikatsu Nakamura

Many articles on the political history in the closing period of the ancient times which understood the period in the appearance of vicissitudes of the warring *Taira* 平 clan under the name of the so-called *Rokuhara* 六波羅 administration not always clarify concretely the developing substance of the *Taira's* administration and the principle of its ups and downs, which seems to be the premise of its transition to the Middle Ages but in reality the problem to be evaluated and understood in the complication of the rule of the cloisterd Emperor *Shirakawa* 白河 with the *Sekkan* 摂関 administration.

This article tries to research the political conditions in the central

government from this point of view, in which '*Gyokuyô*' is the most powerful and valuable resource. Criticism of its contents has been done without any more consideration. As it was the public record, though it was recorded by the strict and earnest attitude, it was overlooked that conditions and its articles depended on the then political and social conditions, from the substance of which we think it to be clear by criticism and examination of its articles and by backing with other resources.

The Salt Monopoly in the *Akô* 赤穂 Clan

by

Tatsukai Kawate

The distributing aspect of the Japanese salt history to the development of the Japanese historical science is the problem of the commodity-circulating history of salt in the circulating process, but the study of this aspect grows slower in spite of the relatively abundant resources left.

This article, partly clarifying this problem, tries to analyse the capital relations of the salt wholesale merchants in *Edo* 江戸, *Ôsaka* 大坂, and *Akô* 赤穂, through the process of the salt monopoly. At first as the reason of the *Akô* clan's sucess in the salt monopoly to *Ôsaka* the counter-relation between the salt wholesale merchant capital in *Ôsaka* and in *Akô* is examined, in which the salt wholesale merchants in *Akô* who were to exclude the pressure of the *Ôsaka* merchant capital upon them faced it with the salt monopoly supported by the power of the *Akô* clan as the last basis, though the *Akô* wholesalers tried to grasp in vain some ships in other countries under the control of the *Ôsaka* capital. Then in the monopoly in *Edo*, its foundation was hardly established from the first time in consequence of the difficulty of grasping ships in other countries under the contorol of the *Edo* salt wholesale merchants, the capital interests of *Akô* against the other countries, and the movement of the resident *Hamanin* 浜人 against the monopoly, and at last the *Akô* clan, failed in the salt monopoly in the *Bunka* 文化 and *Bunsei* 文政 periods, re-organized the monopoly turning aside complaint of *Hamanin* by appointing the new strawbags and contributing them from each beach.